# 令和3年度

魚沼市交通安全実施計画

魚沼市交通安全対策会議

# 目 次

1	ソフト事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(1) 交通安全運動・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(2) 交通安全教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(3) 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	(4) 交通安全協会の事業活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	(5) 自動車等運転免許証の自主返納促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(6) 交通被害者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	ハード事業・・・・・・・・・・・8
	(1) 道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	(2) 道路除雪・融雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 0
	(3) 鉄道施設等の安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 0
	(4) 鉄道運行等の安全・・・・・・・・1 1
3	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	魚沼市交通安全対策会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・13
	魚沼市交通安全対策会議委員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・1 4

## 1 ソフト事業

#### (1) 交通安全運動

講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆二実施機関)

ト 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 ●冬期間

こ その他施策: ●道路環境●安全思想・秩序●事故後支援●鉄道

#### 【計画の実施方針】

主に、国や県が実施する各種運動時に、市・小出警察署・魚沼市交通安全協会 が連携して活動を展開し、啓発と安全思想の普及を図る。

## └ 主な活動等

- 市内一斉街頭指導(春·秋)
- 地域家庭訪問・交通指導所開設(春・夏・秋)
- 〇 飲食店訪問(冬)
- 〇 店舗前等街頭広報活動
- 反射材、リーフレット、ポスター等の配布
- 市報、市ホームページ、SNS、コミュニティFM等各種媒体での広報他 【計画の内容】 ☆市・小出警察署・魚沼市交通安全協会

#### ト 全国の取組

○ 春の全国交通安全運動 4月 6日(火)~ 4月15日(木)

〇 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)

9月21日(火)~ 9月30日(木) 〇 秋の全国交通安全運動

〇 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)予定

#### ├ 県の取組

7月22日(木)~ 7月31日(土) 夏の交通事故防止運動

○ 高齢者交通事故防止運動 10月 1日(金)~10月31日(日)

12月11日(土)~12月20日(月) 〇 冬の交通事故防止運動

〇 横断歩行者を守る交通事故防止運動

3月 1日(火)~ 3月10日(木)

5月 1日(土)~ 5月31日(月) 〇 白転車安全月間

7月14日(水) (新潟テルサ) 県民交通安全フェア

○ 安全運転・チャレンジ100 9月23日(木)~12月31日(金)

いきいきクラブ・チャレンジ100

9月23日(木)~12月31日(金)

〇 交通死亡事故多発警報 発令の日から10日間

- 〇 交通安全家庭の日 毎月10日 「家族で話そう、みんなの交通事故防止」
  - 歩行者の安全確認
  - ・ 自転車のルール遵守
  - 自動車の「不注意」防止
- └ 市の取組
  - 交通事故防止緊急運動 交通事故発生状況に応じ必要の都度実施
  - 里山まつり・環境フェア出展(高齢者を対象とした体験型教室の開催) 10月2日(土)

#### (2) 交通安全教育

講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆=実施機関)

ト 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 ●冬期間

└ その他施策: ●道路環境 |●安全思想・秩序 | ●事故後支援 ●鉄道

① 保育園児等の交通安全教育

【計画の実施方針】

日常生活で、道路を安全に通行するために必要な基本的知識を習得させる。

#### 【計画の内容】

- ト 保育園児等を対象とした交通安全教室の実施 ☆市
  - O 交通安全DVDの映写
  - 小出警察署員、交通指導員による交通安全講話
  - 〇 横断歩道の渡り方の実践
  - 〇 路上歩行指導
  - 保護者や家族へのチャイルドシート装着徹底の指導
- └ 新入園児への交通安全帽・反射材等の贈呈 ☆市・魚沼市交通安全協会

#### ② 小学生の交通安全教育

## 【計画の実施方針】

交通社会において、一人で行動できるように基本的なルールとマナーを習得さ せ、危険予測、危険回避の能力を高める。

#### 【計画の内容】

ト 小学生を対象とした交通安全教室 ☆市

- 自転車の正しい乗り方の実技指導(発進、停車、安全確認、信号確認等)
- O 交通安全DVDの映写
- 小出警察署員、交通指導員による交通安全講話
- 新入学児童への交通安全帽・教材・反射付ランドセルカバー等の贈呈
  ☆市・魚沼市交通安全協会

## ③ 中学生の交通安全教育

#### 【計画の実施方針】

通学の手段などで自転車の利用が多くなることから、乗車中の交通事故防止と交通社会の一員としての周りへの気遣い、他者への思いやりなどの社会性を育む。

#### 【計画の内容】

- ト 自転車の安全運転に関する啓発活動 ☆市
- □ 自転車の安全点検 ☆魚沼市交通安全協会

## ④ 高校生の交通安全教育

#### 【計画の実施方針】

免許取得年齢に達し、原動機付自転車を利用する通学者も多くいることから、 安全な交通行動の必要性を自覚させ、健全な交通社会人の育成を図る。

#### 【計画の内容】

- ト 原動機付自転車の安全運転に関する啓発活動 ☆市
- └ 原動機付自転車免許取得講習 ☆魚沼市交通安全協会

#### ⑤ 親子交通安全教室

#### 【計画の実施方針】

夏休み前や夏休み中に、交通安全教育を行い、交通安全意識の家族共有を図る。

#### 【計画の内容】 ☆魚沼市交通安全協会

- ト 交通安全ビデオの映写
- └ 交通安全講話

#### ⑥ 成人・高齢者の交通安全教育

#### 【計画の実施方針】

生命尊重や人優先の意識を強く持たせ、交通安全を日頃から自然に意識し生活を送ることができる社会人を育成する。

#### 【計画の内容】 ☆魚沼市交通安全協会

- ▶ 免許更新時講習の実施
- ト 事業所等へのDVD貸出、リーフレット等講習会資料の提供

- ▶ 安全運転管理者選任事業所等での従業員に対する講習会の開催
- ト 女性と高齢者のドライビングスクールの開催
- □ 老人クラブ等高齢者が集まる機会での交通安全教室の開催

#### ⑦ 魚沼市交通指導員の育成

#### 【計画の実施方針】

市民への交通安全教育のため市が任命する交通指導員が、市民の1人として地域の交通安全に貢献できるよう、知識を深め、指導力を高める学習機会を提供する。

## 【計画の内容】 ☆市

- ト 県自転車安全教育指導員認定講習会・研修会への参加(6月頃)
- ト 県交通安全指導員研修への参加(8月頃)
- □ 市交通指導員研修の開催(11月頃)

## ⑧ 幼児交通安全教育者の育成

#### 【計画の実施方針】

幼児教育の指導者(保育士、幼稚園教諭、交通指導員、市職員等)を対象に、 幼児交通安全の指導法や課題について理解を深め、保育園・幼稚園等における交 通安全教育の充実を図る。

#### 【計画の内容】 ☆市

□ 県幼児交通安全教育指導者研修会(会場:魚沼市)への参加(10月頃)

#### \_\_\_\_\_\_

### (3) 広報活動

\_\_\_\_\_\_

## 講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆=実施機関)

上 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 ●冬期間上 その他施策: ●道路環境 ●安全思想・秩序 ●事故後支援 ●鉄道

# 【計画の実施方針】

交通安全運動をはじめ、事故防止のために行う様々な取組や、県内・市内事故発生状況・事故防止への注意点等について、ICTや各種媒体、イベントや祭礼の機会を活用して市民に広く周知する。また、のぼり旗の市内各所への掲出、注意喚起看板の設置により、運転者に対し視覚的に伝達し、安全意識を持たせる。

#### 【計画の内容】

#### ├ 市の取組

- 各交通安全運動のお知らせ、法令改正の周知、不正改造排除の広報協力、「めざせ!事故ゼロデー」呼びかけ、交通死亡事故多発警報発令の広報等
  - 市報うおぬま
  - 市ホームページ、SNS
  - 市総合防災無線(交通死亡事故多発警報発令時)
  - コミュニティFM(エフエムうおぬま)「魚沼市からのお知らせ」
- □ 魚沼市交通安全協会の取組
  - 〇 「交通安全協会だより」の全戸配布
  - 〇 「魚沼市安管ニュース」の発行
  - 〇 「魚沼市の交通事故」統計資料の配布
  - 〇 「交通安全カレンダー」の配布
  - のぼり旗、注意喚起看板の設置、配布
  - イベント、祭礼等での啓発活動
    - 子どもフェスタ、ガス水道フェア、広神ふれあいまつり、雪中花水祝、 入広瀬親子ふれあい祭り、小出まつり、堀之内お神送り

-----

#### (4) 交通安全協会の事業活動支援

\_\_\_\_\_\_

#### 講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆=実施機関)

ト 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 ●冬期間

└ その他施策: ●道路環境 ●安全思想・秩序 ●事故後支援 ●鉄道

#### 【計画の実施方針】

魚沼市交通安全協会の実施する交通安全事業活動を支援し、実施に際しては適 宜連携して推進する。

## 【計画の内容】

- ト 広報協力・事業実施連携 ☆市・魚沼市交通安全協会
  - 市報うおぬま記事掲載、折込
  - 〇 交通安全運動の展開
  - 〇 交通安全教育の実施
- □ 事業活動費支援 ☆市
  - 〇 魚沼市交通安全協会補助金 6,000千円

## -----

#### (5) 自動車等運転免許証の自主返納促進

\_\_\_\_\_\_

講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆=実施機関)

ト 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 ●冬期間

└ その他施策: ●道路環境 ●安全思想・秩序 ●事故後支援 ●鉄道

### 【計画の実施方針】

自動車等運転免許証を自主返納した市民に対して、乗合タクシー等で使用できる共通回数券を無償で交付するなどの支援により、高齢者事故・高齢者加害事故の防止を図る。

#### 【計画の内容】

- → 乗合タクシー等共通回数券(22,000円相当)の無償交付 ☆魚沼市地域 公共交通協議会
- └ 運転経歴証明書の証明写真無料撮影 ☆魚沼市交通安全協会

\_\_\_\_\_

#### (6) 交通被害者の支援

-----

#### 講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆=実施機関)

上 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 ●冬期間

L その他施策: ●道路環境 ●安全思想·秩序 ●事故後支援 ●鉄道

#### 【計画の実施方針】

交通事故により肉体的、精神的及び経済的に打撃を受け、生活が一変することがあるため、事故に関する相談や福祉事業により、被害者やその家族を支援する。 【計画の内容】

#### ├ 共済事業 ☆市

- 新潟県市町村総合事務組合魚沼市事務所「新潟県交通災害共済」
  - ・ 加入促進広報・広告掲載、自治会への加入者取りまとめ依頼
  - 被害者や遺族等への見舞金、交通遺児への見舞金等の給付
- ├ 交通遺児 ☆市
  - 〇 (公財)新潟県交通遺児基金
    - 見舞一時金の給付申請手続き

- 交通遺児調査
- └ 交通事故相談 ☆市
  - 交通対策係ほか市関係部局連携による相談対応
  - 新潟県交通事故相談所の紹介
  - 〇 (公財)日弁連交通事故相談センターの紹介

## 2 ハード事業

\_\_\_\_\_

## (1) 道路交通環境の整備

\_\_\_\_\_

講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆=実施機関)

├ 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 ●冬期間

└ その他施策: ●道路環境 ●安全思想・秩序 ●事故後支援 ●鉄道

### 【計画の実施方針】

道路や関連施設・設備を整備し、安全な交通環境への改善を図る。

【計画の内容】 ☆国土交通省・新潟県・市

├ ○ 国土交通省長岡国道事務所小出維持出張所所管事業(5,000千円以上)

路線名または場所	工事名または事業名	主な内容	
(国) 17 号	中原地区歩道整備事業	歩道拡幅	L=150m

# ├ ○ 新潟県魚沼地域振興局地域整備部所管事業(5,000 千円以上)

路線名または場所	工事名または事業名	主な内容	
(国)252 号	吉水歩道工事	歩道設置	L=150m
	防災安全(雪寒)工事	切土法面保護	L=140m
	防災安全(雪寒)工事	井戸堀替	N=1 基
	県単舗装道補修工事	舗装補修	L=350m
(国)291号	防災安全(雪寒)工事	井戸堀替	N=1 基
	県単舗装道補修工事	舗装補修	L=340m
(主)小出奥只見線	県単舗装道補修工事	舗装補修	L=690m
(主)小出守門線	七日市歩道工事	歩道設置	L=140m
	防災安全(雪寒)工事	スノーシェッド下部工	L=40m
	総合地域交流(内地県道)宮下橋 床版工事	橋梁床版工	L=33m
	総合地域交流(内地県道)宮下橋 橋面舗装工事	橋面舗装工	L=33m
(主)小千谷大和線	防安雪災害緊急(内地県道凍雪)道路改良工事	道路改良	L=550m
	防安雪災害緊急(内地県道凍雪)舗装工事	舗装工	L=550m
(主)小千谷川口大和線	県単舗装道補修工事	舗装補修	L=190m
(一)下倉小出線	県単舗装道補修工事	舗装補修	L=240m
(一)三ツ又小出線	県単舗装道補修工事	舗装補修	L=240m
(一)五箇小出線	防災安全(雪寒)工事	雪崩防護柵	L=30m
(一)堀之内小出線	防災安全通学路(内地・県道)道路改良工事	掘削工	L=180m

	防災安全通学路(内地・県道)集水ボーリング工事	集水ボーリングエ	N=8 本
(一)親柄大白川停車場線	柄大白川停車場線 総合地域交流(内地県道)補正道路改良工事		L=95m
	総合地域交流(内地県道)舗装工事	舗装工	L=95m
(一)大石原線	地域づくり基盤道路整備費道路改良工事	道路改良	L=500m
	地域づくり基盤道路整備費舗装工事	舗装工	L=500m
(一)半蔵金入広瀬停車場線	県単道路改築(道路) 舗装工事	舗装工	L=108m
	県単道路改築(道路) 道路改良工事	道路改良	L=140m
3・4・7号大石吉水線	防災・安全交付金(街路)門型カルバート工事	用水路工	L=60m

## ├ ○ 魚沼市所管事業

# • 産業経済部建設課(1,000 千円以上)

路線名または場所	工事名または事業名	主な内容	
市道大栃山 6 号線	市道大栃山 6 号線道路改良工事	道路改良	L=215m
市道舟山 3 号線	市道舟山 3 号線他道路改良工事	道路改良	L=172m
市道小出セキ下6号線	市道小出セキ下 6 号線散水管新設工事	散水管	L=136m
市道北部いこいの道	市道北部いこいの道散水管新設工事	散水管	L=250m
市道伊勢島本線	市道伊勢島本線道路改良工事	歩道設置	L=153m
市道伊勢島本線	市道伊勢島本線道路改良第2次工事	歩道設置	L=125m
市道東中居平 2 号線	市道東中居平2号線道路改良工事	道路改良	L=103m
市道堀之内 16 号線	市道堀之内 16 号線散水管更新工事	散水管	L=130m
市道小平尾旧道 2 号線	市道小平尾旧道 2 号線散水管更新工事	散水管	L=270m
市道小平尾下村中央線	市道小平尾下村中央線散水管更新工事	散水管	L=270m
市道長屋 6 号線	市道長屋 6 号線散水管更新工事	散水管	L=185m
市道猿田線	市道猿田線さく井工事	さく井	N=1 箇所
市道日渡袖八川線	市道日渡袖八川線散水管更新工事	散水管	L=270m
市道ガニ沢 9 号線他	市道ガニ沢 9 号線他さく井工事	さく井	N=1 箇所
市道浦ノ島本線	市道浦ノ島本線散水管更新工事	散水管	L=300m
市道湯之谷芋川 18 号線	市道湯之谷芋川 18 号線散水管更新工事	散水管	L=250m
市道井口新田 25 号線	市道井口新田 25 号線散水管更新工事	散水管	L=200m
市道羽川農村公園線	市道羽川農村公園線散水管更新工事	散水管	L=85m

## • 市民福祉部生活環境課

路線名または場所	工事名または事業名	主な内容	
市内一円	道路反射鏡	新規設置 N=8 基	
	防犯灯	新設設置 N=6 台	

- ト 通学路危険箇所の合同点検 ☆市・国土交通省・新潟県・小出警察署
  - ・ 通学路の安全確保のため、市内各小学校がリストアップした危険箇所を、学校関係者、道路管理者、小出警察署で現地調査し、対策を協議・検討する。また、対策の内容に応じて道路管理者及び小出警察署への要望を行う。
- ト 事故ゼロプラン ☆国土交通省(「道路安全性検討委員会」事務局)
  - 国道17号、その他県内で取り組みを行っている国直轄国道について、 危険な場所を道路利用者のWEBアンケートで把握し、事故防止対策に 繋げる。
- □ 大規模立ち往生防止への取組 ☆東日本高速道路㈱・北陸地方整備局
  - 高速道路と国道を同時に通行止めにした場合を想定した指針の整備、 現場の状況を確認するためのウェブカメラの増設。立ち往生が起きや すい場所に雪をとかす設備の今後の整備や普及が想定される電気自動 車への電力の供給方法の検討。

\_\_\_\_\_\_

## (2) 道路除雪・融雪

\_\_\_\_\_\_

講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆二実施機関)

ト 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 ●冬期間

└ その他施策: |●道路環境| ●安全思想・秩序 ●事故後支援 ●鉄道

#### 【計画の実施方針】

冬期間の豪雪地帯特有の環境おいても、円滑で安全な道路交通の確保を図る。

【計画の内容】 ☆国土交通省・新潟県・市

□ ○ 管轄道路における除排雪・融雪・凍結防止等の措置

道路管理者	管 轄
国土交通省長岡国道事務所小出維持出張所	一般国道(17号)
新潟県魚沼地域振興局地域整備部	一般国道(252・290・291・352 号) 県道(主要地方道・一般県道)
魚沼市産業経済部(建設課)	市道(幹線一級・幹線二級・一般市道)

\_\_\_\_\_\_

## (3) 鉄道施設等の安全(JR上越線・只見線)

\_\_\_\_\_

講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆=実施機関)

ト 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 ●冬期間

└ その他施策: ●道路環境 ●安全思想・秩序 ●事故後支援 ●鉄道

#### 【計画の内容】 ☆東日本旅客鉄道㈱新潟支社

├ ○ 踏切の安全

線路と道路の平面交差を減らす方向で検討。特に第4種踏切※については、年1回関係道路管理者と廃止協議を実施。関係道路管理者から踏切拡幅事業を委託された場合、必ず廃止できる踏切はないか協議を実施。

※第4種踏切:列車の接近を知らせる装置(警報機・遮断機)のない踏切警標だけの踏切。

└ ○ 関係広報

必要により報道機関に対してプレス発表を行い、情報提供を行う。

\_\_\_\_\_

## (4) 鉄道運行等の安全(JR上越線・只見線)

\_\_\_\_\_\_

講じようとする施策〈第11次魚沼市交通安全計画〉

(☆=実施機関)

ト 重 点 施 策: ●高齢者 ●歩行者・自転車 ●ベルト ●飲酒運転 <mark>●</mark>冬期間

└ その他施策: ●道路環境 ●安全思想・秩序 ●事故後支援 |●鉄道

#### 【計画の内容】 ☆東日本旅客鉄道㈱新潟支社

- ├ 人力除雪
  - 駅ホーム除雪

始発列車の時刻に合わせて、駅ホームの除雪作業を実施。また、大雪の際には必要により応援部隊を派遣し、順次除雪を実施。

• 踏切除雪

降雪予報10cm以上を基準として発動。また、大雪の際には必要により応援部隊を派遣し、順次除雪を実施。

├ ○ 機械除雪

降雪予報でレール面上20cm以上を基準として発動。

- ト 運休及び代替運行
  - 運休

お客さまを安心・安全に目的地までお運びすることが使命との考えの もと、運休は、各種気象データによる情報をもとに運転の可否を判断す ると共に、自然災害時はお客さまの安全を第一に考え運行を計画。

• 代替運行

輸送障害時には、状況に応じて可能な限り折返し運転や代行輸送を計画。

## └ ○ 関係する情報の提供

- ・ 当社ホームページでの情報提供について 列車運行情報サービスを 4:00~翌 2:00 の間、新潟支社内の在来線に 30 分以上遅れが発生又は見込まれる場合に、列車の運行情報をお知らせ。
- ・ 学校等への情報提供について 気象状況により列車の運休を事前に決定した場合は、各主要駅から学 校や自治体へ情報提供。
- ・ 無人駅における情報提供について 自動放送により列車遅延情報等を案内するほか、担当駅より適宜案内 放送を実施。
- 報道関係への情報提供について

列車に遅れや運休等が発生した場合、必要により、報道各社に対し運 行情報に関する迅速なプレス発表を行い、運行状況について情報提供を 依頼。 \_\_\_\_\_\_

#### 魚沼市交通安全対策会議条例

\_\_\_\_\_

平成17年3月28日

条例第26号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、魚沼市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 魚沼市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

- 第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 国の関係地方行政機関の職員で市長が定める職にあるもの
  - (2) 新潟県の職員で市長が定める職にあるもの
  - (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にあるもの
  - (4) 市議会議長
  - (5) 市の職員で市長が定める職にあるもの
  - (6) 市教育長
  - (7) 市交通指導員
  - (8) 市交通安全協会会長

(会議)

- 第4条 会議は、会長が必要の都度招集し、会長が議長となる。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民福祉部で処理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成21年3月18日条例第7号) この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成24年3月22日条例第2号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成30年12月21日条例第2号) この条例は、平成31年4月1日から施行する。

\_\_\_\_\_\_\_

## 魚沼市交通安全対策会議委員一覧

\_\_\_\_\_

(令和3年7月13日現在)

区分	所 属 機 関 等	委 員
区刀	<i>[</i> ]	職名氏名
会長	魚    沼   市	市長内田幹夫
1号	国土交通省長岡国道事務所 小 出 維 持 出 張 所	所長 西岡 昇
2号	新 潟 県 魚 沼 地 域 振 興 局 地 域 整 備 部	部 長 新 保 晃
3号	新 潟 県 小 出 警 察 署	署 長 松 川 寛 治
4号	魚 沼 市 議 会	議長関矢孝夫
5号	魚 沼 市 市 民 福 祉 部	部 長 大塚宣男
5号	魚 沼 市 産 業 経 済 部	副部長 星 政 晴
6号	魚沼市教育委員会	教育長 樋 口 健 一
7号	魚沼市交通指導員	交通指導員 佐 藤 直
8号	魚沼市交通安全協会	会 長 貝 瀬 甲 一

令和3年度魚沼市交通安全実施計画魚沼市 市民福祉部 生活環境課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地

TEL 0 2 5 - 7 9 2 - 9 7 6 6

FAX 0 2 5 - 7 9 2 - 9 5 0 0

URL https://www.city.uonuma.niigata.jp